

第 4 5 7 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

H 2 9 . 3 . 7 追 加 提 案 分

区 分		議 案 名																						
	議案No																							
議 案 (21件)	予 算 案 (17件)	<p>4 4 平成 2 8 年度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 7 号)</p> <hr/> <p>4 5 平成 2 8 年度 公 債 管 理 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) 外 1 0 特 別 会 計 予 算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">4 5 公 債 管 理</td> <td style="width: 33%;">4 6 証 紙</td> <td style="width: 33%;">4 7 総 務 事 務 集 中 処 理</td> </tr> <tr> <td>4 8 市 町 村 振 興 資 金</td> <td>4 9 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 0 農 林 漁 業 改 善 資 金</td> <td>5 1 中 小 企 業 近 代 化 資 金</td> <td>5 2 中 海 水 中 貯 木 場</td> </tr> <tr> <td>5 3 臨 港 地 域 整 備</td> <td>5 4 流 域 下 水 道</td> <td>5 5 県 営 住 宅</td> </tr> </table> </div> <hr/> <p>5 6 平成 2 8 年度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) 外 4 事 業 会 計 予 算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">5 6 病 院 5 7 電 気 5 8 工 業 用 水 道 5 9 水 道 6 0 宅 地 造 成</p> </div>	4 5 公 債 管 理	4 6 証 紙	4 7 総 務 事 務 集 中 処 理	4 8 市 町 村 振 興 資 金	4 9 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所		5 0 農 林 漁 業 改 善 資 金	5 1 中 小 企 業 近 代 化 資 金	5 2 中 海 水 中 貯 木 場	5 3 臨 港 地 域 整 備	5 4 流 域 下 水 道	5 5 県 営 住 宅										
	4 5 公 債 管 理	4 6 証 紙	4 7 総 務 事 務 集 中 処 理																					
	4 8 市 町 村 振 興 資 金	4 9 あ さ ひ 社 会 復 帰 促 進 セ ン タ ー 診 療 所																						
5 0 農 林 漁 業 改 善 資 金	5 1 中 小 企 業 近 代 化 資 金	5 2 中 海 水 中 貯 木 場																						
5 3 臨 港 地 域 整 備	5 4 流 域 下 水 道	5 5 県 営 住 宅																						
条 例 案 (3 件)	6 1	<p>島 根 県 県 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例</p> <p>平成29年度税制改正等に伴う、環境負荷の大小により自動車税の税率に差を設ける特例措置（グリーン化特例）の見直し及び延長</p> <p>(1) 消費税率改定の延期に伴うもの</p> <p>①環境負荷の小さい自動車について軽課する特例措置の対象を見直し、1年間延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">税 率</th> <th style="text-align: center;">平成27・28年度</th> <th style="text-align: center;">平成29年度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">電気自動車等</th> <th style="text-align: center;">電気自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">概ね75%軽減</td> <td style="text-align: center;">H27燃費基準+20%達成 (H32燃費基準達成)</td> <td style="text-align: center;">H32燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概ね50%軽減</td> <td style="text-align: center;">H27燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">H27燃費基準+20%達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>②環境負荷の大きい自動車について、概ね15%（バス及びトラック等は概ね10%）を重課する特例措置を1年間延長（平成29年度）</p> <p>(2) 平成29年度税制改正に伴うもの</p> <p>①環境負荷の小さい自動車について軽課する特例措置の対象を見直し、2年間延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">税 率</th> <th style="text-align: center;">平成29年度</th> <th style="text-align: center;">平成30・31年度</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">電気自動車等</th> <th style="text-align: center;">電気自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">概ね75%軽減</td> <td style="text-align: center;">H32燃費基準+10%達成</td> <td style="text-align: center;">H32燃費基準+30%達成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概ね50%軽減</td> <td style="text-align: center;">H27燃費基準+20%達成</td> <td style="text-align: center;">H32燃費基準+10%達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>②環境負荷の大きい自動車について、概ね15%（バス及びトラック等は概ね10%）を重課する特例措置を2年間延長（平成30・31年度）</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">施行日：平成29年4月1日</p>	税 率	平成27・28年度	平成29年度	電気自動車等	電気自動車等	概ね75%軽減	H27燃費基準+20%達成 (H32燃費基準達成)	H32燃費基準+10%達成	概ね50%軽減	H27燃費基準+10%達成	H27燃費基準+20%達成	税 率	平成29年度	平成30・31年度	電気自動車等	電気自動車等	概ね75%軽減	H32燃費基準+10%達成	H32燃費基準+30%達成	概ね50%軽減	H27燃費基準+20%達成	H32燃費基準+10%達成
税 率	平成27・28年度	平成29年度																						
	電気自動車等	電気自動車等																						
概ね75%軽減	H27燃費基準+20%達成 (H32燃費基準達成)	H32燃費基準+10%達成																						
概ね50%軽減	H27燃費基準+10%達成	H27燃費基準+20%達成																						
税 率	平成29年度	平成30・31年度																						
	電気自動車等	電気自動車等																						
概ね75%軽減	H32燃費基準+10%達成	H32燃費基準+30%達成																						
概ね50%軽減	H27燃費基準+20%達成	H32燃費基準+10%達成																						

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	6 2	<p>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>国が定める基準省令の改正に伴い、就労継続支援A型事業の基準について、所要の改正</p> <p>①就労の機会の提供に関する義務規定を追加</p> <p>②利用者に支払う賃金等に関する義務規定を追加</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成29年4月1日</p>	
	6 3	<p>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>国が定める基準省令の改正に伴い、放課後等デイサービスの基準について、所要の改正</p> <p>①事業所に置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、その半数以上は、児童指導員又は保育士とする。</p> <p>②事業者が実施する事業についての情報の提供、評価、改善等に関する義務規定を追加</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成29年4月1日</p>	
一 般 事件案	6 4	<p>糸谷川砂防えん堤しゅんせつ工事に係る損害賠償等請求控訴事件の和解について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和解の相手方：邑智郡邑南町 有限会社 邑智ピッグファーム ・和解の内容： <ul style="list-style-type: none"> ①解決金2,030,000円を相手方が県に支払う ②覚書の有効性を双方が確認する ③相手方は、今後、糸谷川流域の住民との調和を図りながら事業を進める 	